

令和7年度 第4回定例教育委員会 会議録

1 とき 令和7年7月23日（水）14:15～14:45

2 ところ 大垣市役所6階 教育委員会室

3 出席委員 細江敦教育長、河合保孝委員、堀哲也委員、沼口諭委員

4 事務局 吉田庶務課長、小倉学校教育課長、林社会教育スポーツ課長、
洞口社会教育スポーツ課長、鈴木文化振興課長、吉安庶務課主幹
稻川庶務課主査

5 傍聴者 なし

6 議題

議第25号 令和8年度使用小学校用教科用図書の採択について

議第26号 令和8年度使用中学校用教科用図書の採択について

議第27号 特別支援学級における令和8年度学校教育法附則第9条の規定
に基づく一般図書の採択について

発言者	発言内容
細江 教育長	議第25号「令和8年度使用小学校用教科用図書の採択について」から 議第27号「特別支援学級における令和8年度学校教育法附則第9条の 規定に基づく一般図書の採択について」まで 説明をお願いします。
小倉 学校教 育課長	議第25号「令和8年度使用小学校用教科用図書の採択について」 議第26号「令和8年度使用中学校用教科用図書の採択について」 議案に入る前に、採択の結果、採択の理由、選定のための資料等は、 採択期間中の静謐な環境を保持するため、9月1日以降の公開となります。そのため、本日の会議資料は、会議終了後に回収させていただきます。 本年度は、「採択替え」のない年度における教科書採択を行う年と

発言者	発言内容
	<p>なり、小・中学校用教科書の採択については、令和7年度と同一の教科書を採択することについて協議を行うことになります。本市では、令和7年度第1回定例教育委員会において、ご承認いただきましたように、西濃地区採択協議会に参加するとともに、協議会にて決定された採択原案を踏まえて、西濃地区内で同一の教科書の採択をすることとなります。</p> <p>令和8年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択について、ご承認を求めるものでございます。</p> <p>教科用図書につきましては、法令の規定により、4年間同一のものを使用するとされております。本年度は、小学校は採択替えから2年目、中学校は採択替えから1年目となるため、令和7年度と同一の教科用図書を採択することとなります。</p> <p>本日は、今年度の小・中学校の教科用図書を用意しましたので、手に取ってご確認をお願いします。</p> <p>＜教育委員が教科用図書を確認＞</p> <p>議第27号「特別支援学級における令和8年度学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」</p> <p>特別支援学級におきましては、絵本などの一般図書を教科用図書として使用することが、学校教育法附則第9条で認められております。</p> <p>こちらの「一般図書選定資料」が、令和8年度用として県教育委員会から送付されたものです。大垣市内の特別支援学級において、こちらに掲載されている図書を参考としながら採択することについて、ご承認を求めるものでございます。</p>
細江 教育長	<p>特別支援学級においては、児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、通常の教科書に限らず様々な図書を教科書として活用することが認められています。これらの図書は、正式に教科書として指定されれば無償供与の対象となります。</p> <p>例えば、弱視の児童生徒に対しては拡大教科書が提供され、また発達段階や障害特性に応じた適切な教材が用意されるなど、ひとりひとりの学習状況に配慮した教科書の提供体制が整えられています。</p>

発言者	発言内容
委員	回収資料3にある「段階」は何を示しているのですか。また、どのような過程により採択されるのですか。
小倉 学校教育課長	<p>小学生レベルの図書（1から3段階）、中学生レベルの図書（4から5段階）となり、児童生徒の年齢や発達段階に応じて選択可能となります。</p> <p>各学校においては、在籍する児童生徒の実態に合わせて、適切な段階の図書を選択し、教育委員会への申請・採択の手続きになります。</p> <p>なお、同じ学年・学級内であっても、児童生徒ひとりひとりの学習状況や理解度は多様であるため、個々の特性や学習ニーズに応じて、柔軟に図書を選択しております。</p>
細江 教育長	<p>そのほかご意見、ご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議第25号から議第27号について、承認してよろしいか。</p> <p>＜異議なしの声＞</p> <p>議第25号から27号議案は承認されました。</p>